

西宮市建設工事総合評価競争入札実施要綱

制 定：平成 23 年 1 月 25 日

最終改正：令和 4 年 3 月 1 日

西宮市建設工事総合評価競争入札試行要綱（平成 19 年実施）の全部を改正する。

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、本市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の請負契約において、西宮市契約規則（昭和 39 年西宮市規則第 26 号。以下「規則」という。）第 6 条の 3 第 2 項及び第 41 条の規定に基づき、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 10 の 2 の規定により、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者（事後審査型制限付き一般競争入札においては落札候補者を含む。以下同じ。）として決定する入札方式（以下「総合評価一般競争入札」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 技術提案 総合的なコスト縮減、工事目的物の性能・機能の向上、社会的要請及びこれらに係る具体的な施工計画に関する提案をいう。
- (2) 施工能力評価項目 企業の能力等及び技術者の能力をいう。
- (3) 技術資料 技術提案、設計図書による施工計画及び施工能力評価項目のうち、第 4 条第 1 項各号に掲げる型に応じて入札参加者が提出する資料をいう。
- (4) 技術評価点 標準点と入札参加者から提出された技術資料等に基づき算出した評価点の合計をいう。
- (5) 評価値 技術評価点を当該入札参加者の入札金額で除して得た数値をいう。

（対象となる工事）

第 3 条 総合評価一般競争入札の対象となる工事は、規則第 5 条の 2 の規定により定めた予定価格（以下「予定価格」という。）が 1 億 5 千万円以上の工事のうち、次の各号のいずれかに該当する工事について適用するものとする。

- (1) 技術提案又は設計図書による施工計画の提案を受注者に求める工事
- (2) 前号に該当しない工事のうち、工事請負指名競争入札における業者指名基準第 2 条に規定する準市内業者又は市外業者が入札に参加することができる工事

2 前項の規定にかかわらず、次の工事にあつては総合評価一般競争入札の適用を除外することができる。

- (1) 災害復旧工事
- (2) 緊急に施行する必要がある工事
- (3) その他総合評価一般競争入札を行うことが極めて困難な工事

3 第1項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、総合評価一般競争入札を適用することができる。

4 総合評価一般競争入札を適用する工事の決定は、総合評価検討会議において行う。

(型による評価内容)

第4条 次の各号に掲げる型の評価内容は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 技術提案評価型 入札参加者が提示する技術提案、設計図書による施工計画及び施工能力評価項目

(2) 施工計画評価型 入札参加者が提示する設計図書による施工計画及び施工能力評価項目

(3) 施工能力評価型 入札参加者の施工能力評価項目

2 前項の各号に掲げる型の適用は、工事内容及び工期その他の事情を勘案して、決定するものとする。

3 総合評価一般競争入札の型の決定は、総合評価検討会議において行う。

第2章 落札者決定基準等

(落札者決定基準)

第5条 政令第167条の10の2第3項の規定による落札者決定基準には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 前条第1項各号に掲げる型に応じて、入札参加者が提示する技術提案、設計図書による施工計画及び施工能力評価項目を評価及び審査するための評価基準等

(2) 評価の方法及び落札者の決定方法

(3) その他必要と認める事項

2 前項の落札者決定基準は、別に定める標準的な落札者決定基準に従った基準とする。

3 落札者決定基準の決定は、総合評価検討会議において行う。

(落札者の決定方法)

第6条 落札者は、落札者決定基準の要件をすべて満たす入札参加者のうち、評価値の最も高い者とする。

(学識経験者の意見聴取)

第7条 次の各号に掲げる型の政令第167条の10の2第4項及び第5項の規定により学識経験を有する者の意見聴取は、それぞれ当該各号に定めるところにおいて行うものとする。

(1) 技術提案評価型 西宮市附属機関条例（平成25年西宮市条例第3号）に基づく西宮市入札監視委員会及び入札案件ごとに技術的に優れた経験と知識を有する者

(2) 施工計画評価型又は施工能力評価型 西宮市入札監視委員会

2 落札者を決定したときは、落札者決定基準及び落札者を前項の規定に基づいて意見聴取をした者に報告するものとする。

(技術資料の評価及び審査並びに技術評価点の決定)

第8条 入札参加者から提出された技術資料については、第5条第1項第1号に規定する評価基準等に基づき、技術提案及び設計図書による施工計画に関する評価内容への対応、施

工の確実性、適切で確実な施工を行う能力等を審査するものとする。この場合において、入札参加者に対して技術資料に関する説明を求めることができる。

- 2 入札参加者から提示された技術提案及び設計図書による施工計画に従い施工した場合、契約内容に適合した確実な施工がされないと認めるときは、当該提案内容を採用しないことができる。
- 3 技術提案及び設計図書による施工計画の採否については、入札参加者に通知（採用しない場合にあつては、その理由を付して通知）するものとする。
- 4 技術資料の評価及び審査並びに技術評価点の決定は、総合評価検討会議において行う。ただし、施工能力評価型によるものは、財務総括室長が行う。

第3章 総合評価検討会議

（総合評価検討会議の設置）

第9条 総合評価一般競争入札の実施に当たり、次の各号に掲げる事項を審議するため、総合評価検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

- (1) 総合評価一般競争入札を適用する工事及びその型の決定
- (2) 落札者決定基準の決定
- (3) 技術提案及び設計図書による施工計画の採否
- (4) 技術資料の評価及び審査並びに技術評価点の決定（施工能力評価型によるものを除く。）
- (5) 技術提案及び設計図書による施工計画の採否及び評価に対する苦情の申立てに関する事項
- (6) 契約金額の減額に関する事項
- (7) 入札参加資格に関する事項
- (8) 総合評価一般競争入札の実施に関して必要な事項
- (9) その他検討会議の運営に関して必要な事項

2 検討会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 財務局長
- (2) 財務総括室長
- (3) 工事の施行を所管するすべての部等の長
- (4) 土木、建築、電気、機械及び造園関係の技術職員（以下「技術職員」という。）であるすべての課等の長及び参事

3 検討会議に会長及び副会長を置き、会長は財務局長を、副会長は財務総括室長をもって充てる。

4 会長は、検討会議を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 検討会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。

7 検討会議は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

8 検討会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 9 検討会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 10 臨時委員は、会長が任命する。

(技術審査部会)

第10条 前条第1項第1号から第8号までに掲げる事項を審議するため、検討会議に技術審査部会を設置する。

(技術審査部会の組織等)

第11条 技術審査部会の委員の定数は7人（臨時委員を除く。）とし、部会長（以下「技術審査部会長」という。）、副部会長及びその他の委員5人をもって組織する。

- 2 技術審査部会長は、財務総括室長をもって充てる。
- 3 副部会長は、第9条第2項第3号の委員のうち検討会議の会長が指名する者をもって充てる。
- 4 その他の委員は、第9条第2項第4号の委員のうち検討会議の会長が指名する者5人をもって充てる。
- 5 第9条第1項第2号から第8号までに掲げる事項の審議において、対象となる入札案件を所管する部等の長が副部会長と異なるときは、検討会議の会長の指名により、当該部等の長を臨時委員として技術審査部会の委員に充てることができる。
- 6 技術審査部会長は、技術審査部会を代表し、会務を総理する。
- 7 副部会長は、技術審査部会長を補佐し、技術審査部会長に事故あるとき、又は技術審査部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 8 第3項及び第4項の委員の任期は4月1日から翌年3月31日までの1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 9 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(技術審査部会の運営)

第12条 技術審査部会の会議は、技術審査部会長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 技術審査部会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 技術審査部会長は、必要と認めるときは、技術審査部会に関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 5 技術審査部会は、急施を要するため、技術審査部会長が会議を招集するいとまがないと認めるときは、書面による決議を行うことができる。
- 6 会議は、非公開とする。
- 7 技術審査部会の決議は、これをもって検討会議の決議とする。

(評価部会)

第13条 第9条第1項第4号の事務について、技術提案、設計図書による施工計画及び施工能力評価項目に対する技術評価点の案を作成するため、入札案件ごとに、評価部会を設置する。

(評価部会の組織等)

第14条 評価部会の委員は、審議の対象となる入札案件を所管する課等の長を除き、第9条第2項第4号の委員のうち技術審査部会長が指名する者5人をもって充てる。この場合において、技術審査部会の委員との兼任を妨げない。

2 前項において、指名する委員数が定数に満たないときは、技術審査部会長は、入札案件の内容及び特性等に応じて、次の各号の一に該当する者のうち適任者を臨時委員として指名することができる。

(1) 技術職員である係長級職員

(2) 技術職員以外の職員

3 評価部会に部会長（以下「評価部会長」という。）を置き、技術審査部会長が指名する者をもって充てる。

4 評価部会長に事故あるとき、又は評価部会長が欠けたときは、あらかじめ、技術審査部会長が指名する委員がその職務を代理する。

(評価部会の運営)

第15条 第12条（第7項を除く。）の規定は、評価部会の運営について準用する。この場合において、「技術審査部会」とあるのは「評価部会」と、「技術審査部会長」とあるのは「評価部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第16条 検討会議、技術審査部会及び評価部会の庶務は契約管理課において処理する。

第4章 履行の確保等

(契約の相手方の施工方法等)

第17条 技術提案又は設計図書による施工計画に基づき入札を行い落札した者に対しては、当該提案内容に基づいて施工させるものとし、提案内容に係る設計変更等は原則として行わないものとする。

(技術提案等の使用及び保護)

第18条 技術提案又は設計図書による施工計画については、後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、技術資料の提出時に、入札参加者より工業所有権等の排他的権利を有する提案であるとの申し出を受け、かつ、それが認められるものについてはこの限りでない。

(技術資料の担保)

第19条 請負契約の締結に当たっては、契約の相手方が提示した技術資料は契約図書の一部とする。

2 契約の相手方が提示した技術提案、設計図書による施工計画及び施工能力評価項目に関しては、契約の相手方に履行義務があるものとする。ただし、第8条第2項の規定により採用しないこととした提案内容、その他市長が必要でないと認めたものについては、この限りでない。

3 前項の規定により履行義務とした提案内容については、契約の相手方に対して書面によ

り通知し、履行状況の監督又は検査を行うものとする。この場合において、当該提案内容が不履行であるときは、契約の相手方は理由を付して書面により申し出なければならない。

(責任の所在等)

第20条 契約の相手方は、技術提案、設計図書による施工計画及び施工能力評価項目の適正な履行について責任を負うものとし、それを適正と認めることにより、契約図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関する契約の相手方の責任が軽減されるものではない。

2 契約の相手方の技術提案、設計図書による施工計画及び施工能力評価項目が履行されなかった場合で再度の施工が困難あるいは合理的でないときは、自然災害等の不可抗力による場合を除き、加算点等に応じて西宮市の標準型工事成績評定基準に基づく総評定点の減点措置を行うものとする。

3 前項に定めるもののほか、技術提案の不履行があったときは、契約の相手方が履行した技術提案の内容に基づく技術評価点を再度算出した後、評価値が落札決定時と同一となるよう再計算した額と入札金額の差額に消費税及び地方消費税に相当する額を契約金額から減額するものとする。

4 契約金額の減額に当たっては、検討会議の審議を経るものとする。

第5章 雑則

(入札の公告)

第21条 総合評価一般競争入札の実施に当たっては、規則第3条第12号の規定により、次の各号に掲げる事項について公告するものとする。

- (1) 総合評価一般競争入札（型の別を含む。）による入札方式である旨
- (2) 落札者決定基準
- (3) 技術資料の提出方法及び提出期限
- (4) 技術提案又は設計図書による施工計画の採否に関する事項
- (5) 技術提案、設計図書による施工計画及び施工能力評価項目の履行の確保に関する事項
- (6) 評価結果等の公表に関する事項
- (7) 責任の所在及び履行義務違反に対する措置に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、総合評価一般競争入札の実施に関して必要な事項

(契約書への記載)

第22条 技術提案評価型に係る契約書の作成にあつては、第20条第3項の契約金額の減額に関する規定を記載するものとする。

(評価結果の公表)

第23条 請負契約を締結したときは、西宮市入札及び契約に係る情報の公表に関する要綱（平成13年）の定めるところにより、評価結果を公表するものとする。

(苦情の申立て)

第24条 総合評価一般競争入札に係る苦情の申立てについては、西宮市入札及び契約の過程等に係る苦情処理要領（平成26年）の規定により処理するものとする。

(委任)

第25条 この要綱に定めるもののほか、様式その他この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

付則

(実施期日)

この要綱は、平成23年1月27日から実施する。

(経過措置)

この要綱の実施前に従前の規定により請負契約を締結し、現に施工中である工事に係る技術提案等の履行の確保に関する取扱いは、なお従前の例による。

付則(平成24年3月30日)

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

付則(平成25年3月27日)

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

付則(平成26年3月7日)

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

付則(平成26年3月31日)

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

付則(平成27年1月20日 大幅な見直しに伴う西宮市建設工事総合評価競争入札実施要綱等の一部を改正する要領による改正付則)

この要領は、平成27年1月20日から実施する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から実施する。

付則(平成27年3月24日)

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

付則(平成28年2月5日)

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

付則(平成28年5月19日)

この要綱は、平成28年5月20日から実施する。

付則(平成29年3月21日)

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

付 則（令和 2 年 4 月 1 日）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

付 則（令和 4 年 2 月 28 日）

この要綱は、令和 4 年 3 月 1 日から実施する。

この要綱の実施の際、現に第 11 条第 3 項及び第 4 項に規定する委員である者の任期は、同条第 8 項の規定にかかわらず、令和 4 年 3 月 31 日までとする。